

[事案 2020-253] 配当金支払等請求

・令和3年7月29日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

設計書に記載されたとおりの配当金の支払いの確約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成13年3月に契約した定期保険（契約①）、および平成14年3月に契約した2件の定期保険（契約②③）について、以下等の理由により、すでに解約した契約①の解約を取り消したうえで、令和8年3月迄保険料を支払って解約した場合に設計書に記載されたとおりの解約返戻金および配当金の支払いを確約してほしい。また、契約②③については、令和10年3月に解約した場合に設計書に記載されたとおりの解約返戻金および配当金の支払いを確約してほしい。

- (1)設計書に記載されている配当金の金額は誇大であり、景品表示法に違反する。
- (2)契約②③の契約時、契約①の契約時よりも配当金の支払いが厳しい状況にあったにもかかわらず、同じ設計書で説明を受けた。
- (3)募集人は、契約の際に、配当金がない場合があることの説明もせず、契約後も保険会社の決算状況などの報告もなく、対応が不十分である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約①の解約は、申立人の意思によるものである。
- (2)設計書には、配当金額は仮定のものであることが記載されており、「ご契約のしおり・定款・約款」にも同様の記載があり、申立人は申込書で「ご契約のしおり・定款・約款」を受領して申し込むことに同意している。
- (3)契約以降、毎年書面で配当金額を申立人に通知している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人の代表取締役および本契約を締結した当時の申立人の代表取締役に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、設計書の配当金の記載が誇大で景品表示法に違反しているとは認められず、保険会社の対応が不十分であるとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。